

年金のお知らせ

戸籍年金係 内線333

保険料の納付忘れはありませんか？

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう!!

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、*納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所および町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

申請書は窓口に備え付けてあります。

平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

ただし、平成27年7月に申請する場合は、平成25年6月分から平成27年6月分までの期間（前二年一ヶ月分）についても申請することができますので、過去分の免除等も併せて申請される場合は、窓口でお申出くださるようお願いいたします。

ご存知ですか？「国民年金基金」

国民年金基金は、自営業の方やフリーランスの方など国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている60歳未満の方及び国民年金に任意加入されている60歳以上65歳未満の方が加入できる国民年金の上乗せ年金として創設された公的な年金制度です。

【こんなメリットがあります】

- ①掛金は全額社会保険料控除となり、税金が軽減されます。
- ②加入した時の掛金や受取る年金額は変わりませんので、自分に合わせた年金設計ができます。
- ③保証付きに加入した方が保証期間内に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。

詳しくは北海道国民年金基金（フリーダイヤル0120-65-4192）までお問合せください。



犬の糞（ふん）は持ち帰りましょう！

